

林業・木材産業災害復旧対策保証

—原油価格・物価高騰等による影響—

原油価格・物価高騰等による影響については、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受けて、令和4年4月26日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響により、以下の①、②のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる。</p> <p>②原油価格・物価高騰等により、製品の製造若しくは加工に係る売上原価又は役務の提供に係る役務原価のうち15%以上を占める資材等（原材料、燃料等の製品等に必要なものを用いる。）の仕入価格が15%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている。</p>
保証限度額	8,000万円
資金使途	原油価格・物価高騰等による影響に対応するために必要な 新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内 （返済据置期間2年以内）
保証割合	80%
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。 本事業の受付期間は、令和6年3月31日まで。（予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。）
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部</p> <p>〒105-6228</p> <p>東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階</p> <p>電話 03-3434-7825</p> <p>URL : https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は</p>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。